

上野事務所ニュース

令和3年11月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimusyo@sr2143.com

雇用保険マルチジョブホルダー制度について

65歳以上の方を対象として令和4年1月1日から、「雇用保険マルチジョブホルダー制度」が施行されます。雇用保険は、1週間の所定労働時間が20時間以上なければ被保険者となることができませんが、「雇用保険マルチジョブホルダー制度」は、以下の要件をすべて満たす場合、雇用保険の加入を希望する労働者本人が自身の住居を管轄するハローワークに申し出ること、申し出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）となることのできる制度です。

【雇用保険マルチジョブホルダー制度の適用対象者】

- ①複数の事業所に雇用される 65歳以上の労働者であること。
- ②2つの事業所（1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満）の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- ③2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること。

これにより、マルチ高年齢被保険者であった方が失業した場合には、離職の日以前1年間に11日以上（11日に満たない場合には80時間以上）の賃金支払い基礎となった日数のある完全な月が6か月以上の勤務実績等があれば、高年齢求職者給付金を受給することができるようになります。

通常、雇用保険の被保険者に関する手続きは事業主が行いますが、この制度では、基本的に労働者本人が手続きを行う必要があります。手続きに必要な証明（雇用の事実や所定労働時間など）は、労働

者本人が事業主に記載を依頼します。事業主は、労働者から証明を求められた場合は、速やかにその証明を行わなければなりません。特に資格取得手続きは遑及できないため、配慮が必要です。

労働者本人がハローワークで手続きを行うと、ハローワークより事業所宛に「雇用保険マルチジョブホルダー雇入・資格取得確認通知書（事業主通知用）」が交付（郵送）されます。この通知書に記載された申出・資格取得年月日から雇用保険料の納付義務が発生しますので、給与計算や年度更新手続きの際にはご留意ください。

雇用調整助成金の特例措置等延長について

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金については、令和4年3月まで新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置が継続されます。ただし、現在の助成内容は令和3年12月末までとなっており、令和4年1月以降の助成内容等については、今後公表されることになっています。

		5月～12月
中小企業	原則的な措置【全国】	4/5 (9/10) 13,500円
	地域特例*1 業況特例*2	4/5 (10/10) 15,000円

括弧書きは解雇等を行わない場合の助成率です。

*1 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、知事による要請を受けて、知事が定める区域・業態において営業時間短縮等に協力する事業主が対象となります。

*2 生産指標が最近3か月の平均で前（々）年同期比30%以上減少の全国の事業主が対象となります。

中小企業者 向け支援金 について

《千葉県中小企業等事業継続支援金（支援金 A）》

千葉県では、新型コロナウイルス感染症の影響

により、売上が前年又は前々年同月と比較して 30%以上減少している中小企業者等を対象に、支援金（中小企業等は 30 万円、個人事業者等は 15 万円）を給付しています。

〈対象要件〉

- ①令和 3 年 3 月 31 日までに創業し、申請時点で千葉県内に「本店」又は「主たる事業所」を有する中小企業等（*1）又は個人事業者等（*2）であること。
- ②千葉県が実施する「千葉県感染拡大防止対策協力金（飲食店、大規模施設・テナント等）（令和 3 年 4 月～令和 3 年 9 月の間における時短営業等の要請に対する協力金）」（以下、協力金という。）の支給対象とならないこと。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 3 年 4 月～令和 3 年 10 月までのいずれかひと月の売上が、令和元年又は令和 2 年の同月比で 30%以上減少していること。
- ④申請時点で事業を継続しており、引き続き千葉県内で事業を継続する意思を有すること。
- ⑤事業内容が公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。
- ⑥事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。
- ⑦「暴力団排除に関する規定」を遵守し、本件に係る千葉県警察本部への照会について、予め承諾すること。

*1 資本金等 10 億円未満、又は資本金等が定められていない場合は常時使用する従業員数が 2,000 人以下の法人をいう。

*2 個人で開業し、主たる収入を事業所得で確定申告した「個人事業者」のほか、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業収入を主たる収入として、雑収入・給与所得で確定申告した個人事業者を含む。

《千葉市中小企業者向け支援金》

千葉市では、緊急事態宣言・まん延防止等重点措置に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受け、事業収入が減少した中小企業者のうち、国の月次支援金の対象外となる事業者に対し、支援金を給付しています。

【千葉市中小企業者一時支援金】

令和 3 年 1 月～3 月の事業収入減に対する支援金の対象は以下の全てに該当する事業者です。給付額は 1 事業者当たり一律 15 万円です。

- ①令和 2 年 12 月までに創業し、千葉市内に「本店」又は「主たる事業所」を有する中小企業者等。
- ②国の月次支援金及び都道府県による営業時間短

縮要請に伴う協力金の対象とならない。

- ③令和 3 年 1 月、2 月又は 3 月の売上減少率が、対前年又は前々年同月比 20%以上 50%未満の事業者。（50%以上の減少月がないこと。）
- ④令和 3 年 1 月から 3 月までの売上減少額の合計が 15 万円以上ある事業者。
- ⑤引き続き千葉市内で事業継続の意思がある事業者。

【千葉市中小企業者月次支援金】

令和 3 年 4 月～10 月の事業収入減に対する支援金の対象は以下の全てに該当する事業者です。給付額は 1 事業者当たり 1 月につき 5 万円です。

- ①令和 2 年 12 月までに創業し、千葉市内に「本店」又は「主たる事業所」を有する中小企業者等。
- ②国の月次支援金及び都道府県による営業時間短縮要請に伴う協力金の対象とならない。
- ③令和 3 年 4 月～10 月の申請する各月の売上減少率が、対前年又は前々年同月比 20%以上 50%未満の事業者。（50%以上の減少月がないこと。）
- ④申請する各月の売上の減少額が 5 万円以上ある事業者。
- ⑤引き続き千葉市内で事業継続の意思がある事業者。

千葉市の中小企業者向け支援金は最大 10 か月分をまとめて申請することができます。また、1 月分から 10 月分のうち 4 か月以上受給した場合、一律 20 万円の追加支給があります。（千葉市中小企業者追加支援金）

千葉県、千葉市の支援金の申請期限は、どちらも令和 3 年 12 月 28 日までとなっており、原則としてオンラインでの申請となっています。オンラインでの申請が難しい場合には、郵送での申請も可能です。

売上減少率によって申請可能な支援金が異なりますので、以下の表でご確認ください。

売上減少率	50%以上	30%以上 50%未満	20%以上 30%未満	20%未満
【千葉県】 事業継続 支援金	○	○	×	×
【千葉市】 中小企業者 向け支援金	×	○	○	×
【国】 月次支援金	○	×	×	×

*千葉市中小企業者向け支援金は、千葉県中小企業等事業継続支援金との重複受給が可能です。